

令和8年3月25日

お客さま 各位

いちい信用金庫

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」一部改正のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、令和8年4月1日より「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を下記のとおり一部改正させていただきますのでご案内申し上げます。

記

- 1 改正日
 令和8年4月1日

- 2 改正内容

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
第1条～第15条 (略不変) 第16条(終了事由) この特約は、普通預金規定に基づき、当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。 ① 受贈者が30歳に達した場合(預金者が30歳に達した日) ただし、受贈者が次の場合は、30歳に達しても終了せず、下記ア・イに該当しなくなった日を含む年の12月31日または当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に終了する。 ア 当該受贈者が学校等に在学している場合 イ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ② 受贈者が死亡した場合(預金者が死亡した日)	第1条～第15条 (略) 第16条(終了事由) この特約は、普通預金規定に基づき、当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。 ① 受贈者が30歳に達した場合(預金者が30歳に達した日) ただし、受贈者が次の場合は、30歳に達しても終了せず、下記ア・イに該当しなくなった日を含む年の12月31日または当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に終了する。 ア 当該受贈者が学校等に在学している場合 イ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ② 受贈者が死亡した場合(預金者が死亡した日)

<p>③ 教育資金管理契約による預金残高が 0円となり、契約終了の申し出があった 場合 ただし、<u>令和8年4月1日以降に当該 預金の額が0円となった場合には預金 者と当金庫との間でこの特約を終了さ せる合意があったとみなします。</u> (この特約が当該合意に基づき終了す る日)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(<u>令和8年4月1日</u> 現在)</p>	<p>③ 教育資金管理契約による預金残高が 0円となり、契約終了の申し出があった 場合 (追加)</p> <p>(この特約が当該合意に基づき終了す る日)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(<u>令和3年4月1日</u> 現在)</p>
--	---

【お問い合わせ先】
 業務部 電話番号 0120-114-965
 受付時間 平日 9:00~17:00